

質 疑 応 答

2-9 ため池決壊時の基準について

- (1) 全延長にわたって堤体が決壊し、堤体を全面的に復旧する場合の設計は、何に基づけば良いのですか。

全延長にわたって堤体が決壊し、堤体を全面的に復旧する場合は「災害復旧事業の復旧工法」（以下「復旧工法」という。）によるものとしませんが、復旧工法に示されていない事項は、土地改良事業設計指針「ため池整備」によるものとしています。

また、堤高が15m以上のため池については、『土地改良事業計画設計基準「ダム」技術書〔フィルダム編〕』によるものとしています。

特に、被災したため池のうち、下流域に人家、公共施設等が存在し、決壊による影響が大きいもの（防災重点農業用ため池）については、上記の関係基準等に基づいた復旧工法の検討を確実に行うものとし、安全上必要な構造にして復旧するものとしします。

ただし、有効貯水量を増大させることはできません。

- (2) 堤体が部分的に決壊又は法面が崩壊し、ベンチカットをするなどして堤体を全面的に復旧する場合の設計は、何に基づけば良いのですか。

部分的な被災でも、技術的に原形復旧では堤体の安定が保てないと判断され、ベンチカットや前刃金工を施工するなど、全面的に復旧することになる場合には、質疑応答集2-9(1)と同様に関係基準等に基づいた復旧工法の検討を確実に行うものとし、安全上必要な構造にして復旧するものとしします。

ただし、有効貯水量を増大させることはできません。

- (3) (1)(2)において、災害復旧事業の対象範囲を超える場合については、どのように対応すれば良いのですか。

災害復旧事業の対象範囲を超えるものについては、災害関連事業を積極的に活用し、再度災害防止に向けた改良復旧に努めるものとしします。

(参考)

農業用施設災害関連事業採択基準

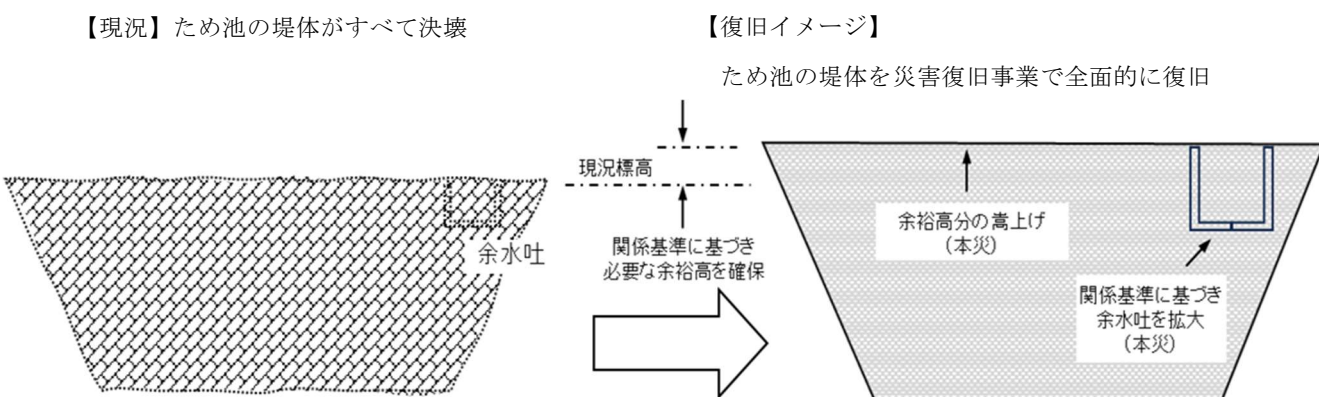
1 ため池

- (2) 堤体が被災し、再度災害のおそれがある場合においてこれを防止するため、未被災部分を含めて最小限度の工法により堤防の嵩上げ、断面の拡大若しくは波除護

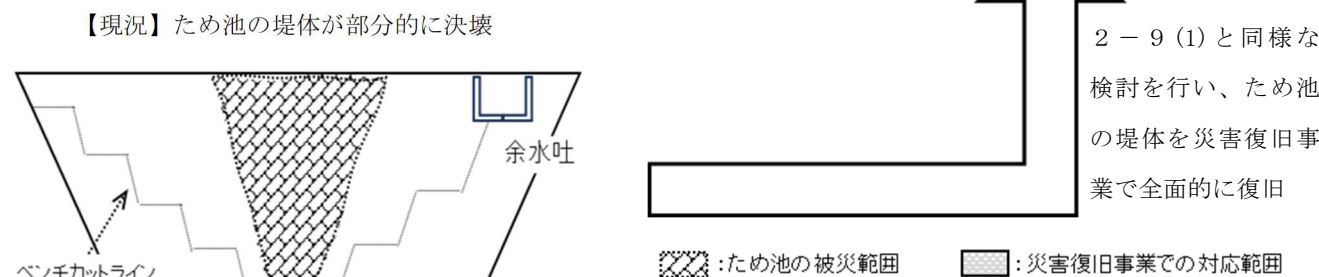
質 疑 応 答

- 岸、腰石垣、刃金工、水抜工等の新設又はグラウト工を施工する工事
- (3) 堤体の被災が余水吐（放水路含む。）の狭小に起因することが明らかな場合において、余水吐を改修して施行する工事
- (4) 堤体の復旧に関連して堤体の安定上取水施設の改修を行う必要のあるときその工事費と原工法による復旧費との差額

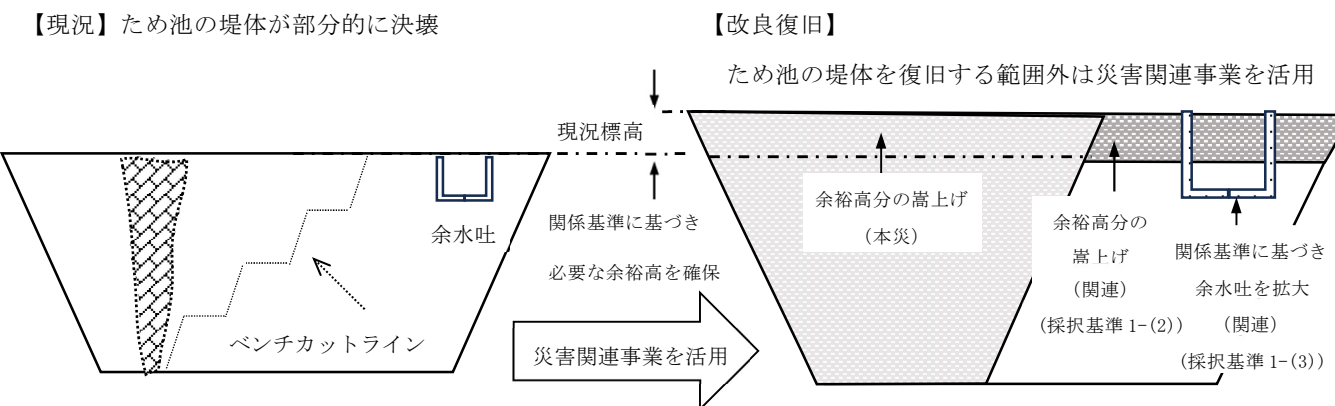
2-9(1)に係るイメージ図



2-9(2)に係るイメージ図



2-9(3)に係るイメージ図



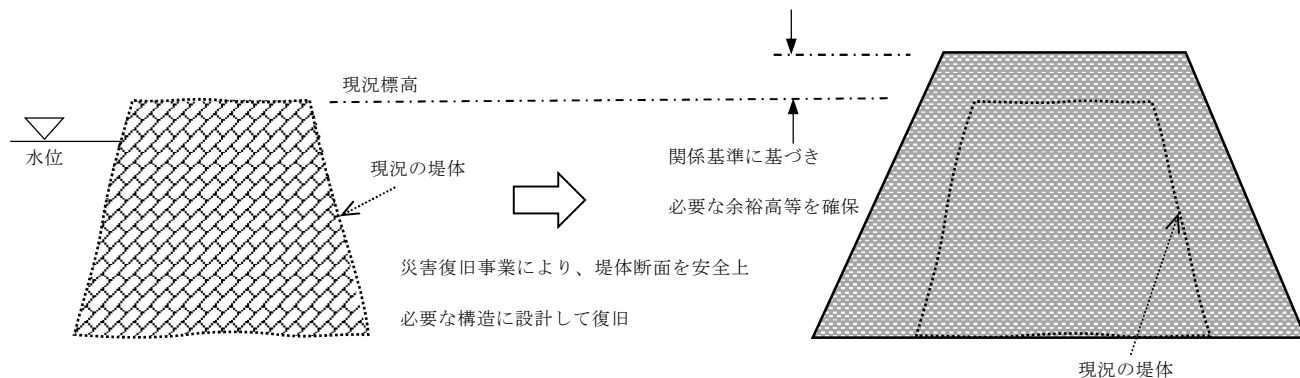
質 疑 応 答

2-9(1)(2)に係るイメージ図

【現況】ため池の堤体が全て決壊又は部分的に決壊し全面的に復旧する場合

【復旧イメージ】

ため池の堤体を災害復旧事業で全面的に復旧

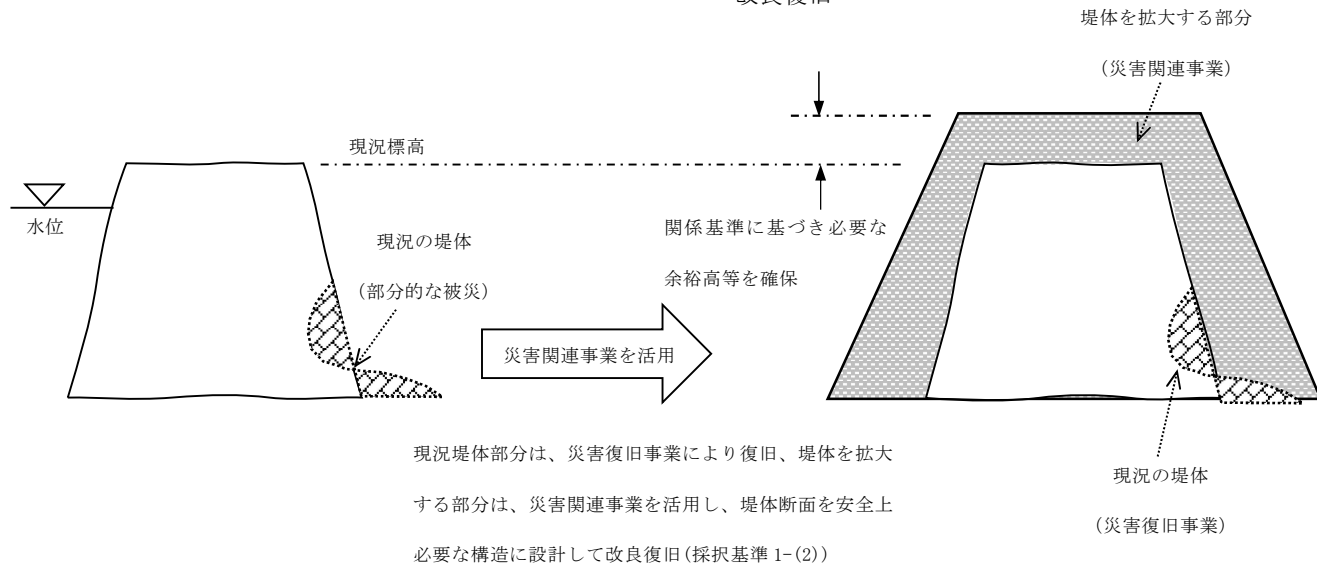


2-9(3)に係るイメージ図

【現況】ため池の堤体は決壊しておらず、部分的に被災した場合

【復旧イメージ】

ため池の現況堤体部分は災害復旧事業により復旧
ため池の堤体を拡大する部分は災害関連事業により改良復旧



(参考)

農業用ため池における災害復旧の取扱いについて（令和6年12月12日付け農村振興局整備部防災課長通知）